

令和元年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和元年7月30日（火）9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 1階 1-1・2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 9番 佐 藤 一 富
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程
（1）出席確認
（2）会長挨拶
（3）議 事
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
③ 農地法第4条の規定による許可申請について
④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
⑤ 非農地証明の発行について
⑥ 空き家に付随した農地の指定について
⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
⑧ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
⑨ その他
（4）その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、課長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和元年 第7回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 5番 江藤 国子 委員にお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしく申し上げます。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～6号 5件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号から6号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議長

それでは、議案2号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄 委員より説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

渡人は20代後半です。渡人の祖父が畜産と稲作を幅広くやっており、その時に土地を買って稲作をしていたわけですが、この方も亡くなりまして、孫の渡人が相続しているということです。

渡人は勤めに出ているため、家の近くの2ヘクタールほどは家族で協力して耕作しておりますが、申請地は庄内町湊にあり家から20km以上距離もありますので、そこまで行ってはなかなか作れないということで、今回売却するという事です。

また、受人については、農林業に力を入れておりまして山の方で伐採から運びだしまで請け負って頑張っております。その傍ら稲作も行っており、今回この田んぼを買って頑張ろうという事がありますので、何の問題もないと思ひまして判を付かせて頂きました。以上であります。

議長

それでは、今説明がありましたけれども、ご質問があればお願いします。質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄 委員より説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは、議案3号につきまして説明をさせていただきます。

渡人は大分の方に家建て住んでおりますが、阿蘇野の方ではお父さんが家を管理していたが亡くなりまして、今は家には誰もいないという状況であります。

今回、渡人が家の方も処分するという事で、田んぼの方も誰か作ってくれる人があればと売りに出したというふうに聞いております。

受人については、認定農業者でありまして、阿蘇野でライスセンターをしており、5月には頼まれれば苗作りから田植までしてあげるといふ頑張り屋でございます。そうした事から現在は農地利用最適化推進委員として頑張っております。

何の問題もないと思ひ、判を付かせて頂きました。以上であります。

議長

それでは、この議案3号について、皆さんより質疑を受けたいと思ひます。ご質問があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様なので、この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号から6号でございますが、私(議席番号7番 縣 次男委員)が、農業委員会 会議規則第12条により議事参与制限により退席致しますので、副会長の坂本委員に議事進行をお願い致します。

(議席番号7番 縣 次男 委員 退席)

1番 坂本 成一 副会長

では、変わりました副会長の坂本が進行させていただきます。

議案4号から6号について、縣会長が農業委員会 会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致しました。

議案4号から6号ですが、議席番号2番 竹内 正敏 委員より説明をお願いします。

議案4号から6号は、借り手が同じなので続けてお願いします。

2番 竹内 正敏 委員

はい、わかりました。

縣会長から先月の終わり位に話がありまして、議案4号・5号の渡人はご兄弟です。

家も実家もありますが、お母さんが住んで居るだけで、それぞれが町内に家を構えておりますので、もうこれ以上管理が出来ないという事で受人に売買をお願いしたという事でありました。

受人は農業委員会についても、経営についても一生懸命やっておりますので、問題もなく判を押しました。

それから、議案6号の渡人につきましては、10年前に居を構えまして、申請地で農業をしておりましたが、高齢によりもう出来ないという事でありました。

いずれも議案4号・5号の隣接地でありますので、売買をお願いして受人が購入という事になりましたので、宜しくお願い致します。

1番 坂本 成一 副会長

それでは、この議案4号から6号について、皆さんより質疑を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様なので、この4号から6号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この4号から6号の案件 承認致します。

縣会長、お入りください。

(7番 縣 次男 委員着席)

議案4号から6号につきまして、承認されましたので報告致します。

7番 縣 次男 委員

皆さん、ありがとうございました。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第7～9号 3件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案7号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案8号・9号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案7号ですが、議席番号4番 大野 重利 委員より説明をお願いします。

4番 大野 重敏 委員

議案7号について、説明申し上げます。先月の防火水槽の案件が記憶にあるかと思いますが、まさにその土地の続きであります。

立派な農地ではありますが、申請人が集合住宅を造りたいという事で、場所も3種農地であり原則許可という事らしいので、問題ないと思ひましてサイン致しました。宜しく審議お願い致します。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質疑を受けたいと思います。ご質問がある方はお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案7号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この議案7号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案8号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭 委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは、説明致します。

場所は庄内町高岡、小松寮に行く途中の場所であります。平成6年7月に現在の家を建設した際、今回の申請地の一部に駐車場と大型犬のドッグランを建設してしまいましたという事です。農地に入り込んでいるという認識が無くて、今回改めて申請する事となりました。

特に問題はないかなと考えていますが、訪問看護の方々が来るようになって、畑しか駐車スペースが無いという状況の中で雨の日にぬかるんで迷惑をかけているので、一部は舗装し一部は砂利敷きで主に来客用の駐車場として転用したいという事であり

ます。雨水については所有地に流れるということで、特に問題はないと思いますので、署名捺印をさせて頂きました。

以上、ご審議をお願い致します。

議 長

はい、今説明の方終わりましたけれども、この8号の案件につきまして、ご質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、質問が無い様でございますのでこの議案8号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この議案8号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案9号ですが、議席番号8番 佐藤 孝雄 委員より説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

申請人が、駐車場用地という事で申請しております。申請人は実家の隣の敷地に家を建てており、元の屋敷を解体した後に申請人の子供が家を建ててのですが、申請地を以前から埋め立てて駐車場のよう形で使用していたのが今回発覚したということで、今回農地転用の申請があがっております。

宜しくお願いします。

議 長

それでは、議案9号の案件につきまして、ご質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

字図を見ると、現在の宅地との間に里道がある様ように見えますが、配置図の中に里道の記載がないのですがどうなっていますか？

払い下げとかしていますか？してないですね。

事 務 局

その部分は、用途廃止で払い下げ済みと聞いています。

添付の字図は市のGISの字図なのですが、今年分の更新がまだで、平成30年1月1日時点のもののためまだ反映されていないのですが、その里道部分は用途廃止で払い下げされております。

議 長

高田委員さんよろしいですか。

3番 高田 英 委員

はい。

議

長

他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

無い様ですので、9号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この9号の案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第10～11号 2件)

議

長

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案10号・11号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され問題ないと考えます。

議

長

議案10号ですが、説明が議席番号9番 佐藤 一富 委員ですが欠席ですので、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

資料の14ページからになります。場所としては、挾間町下市の線路を越える陸橋付近になっております。陸橋の北側に団地がありますが、団地の奥にある農地の転用となっております。

今回、申請事由がデイサービスセンターという事で、通所の介護施設の建築となっております。

3種農地である事から原則許可でありまして、資料も揃っている事から問題はないと考えます。以上です。

議

長

それでは、議案10号の案件につきまして、質疑を受けたいと思います。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、質問が無い様ですので、この案件意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(許可 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案11号ですが、事務局より説明があればお願いします。

事務局

議案11号です。資料の20ページからになります。

申請地の場所は、ホームワイド挟間店の裏側付近、挟間町北方から挟間町古野に上がって行く市道のそばとなっております。渡人が所有している田んぼを分筆しまして、受人が購入し家を建てるという事で、宅地への転用として申請が出ています。

平屋の家と駐車スペース3台分という事で、事業面積としては適正と考えられ、また3種農地である事から問題ないと考えております。以上です。

議 長

議案11号について、質問があればお願いします。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、質問が無い様ですので、この11号の案件意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(許可 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案第12号 1件)

議 長

続きまして、日程第5 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

議案12号については、質疑を受けたいと思います。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

資料の28ページの写真なのですが、どこまでが境界でしょうか？

写真の上の方、つまり中央に立っている木までを含んでいいのか、その手前なのか。どうでしょうか。

事 務 局

すみません。資料の28ページの写真ですが、境界線を書き忘れております。周りの高い木に囲まれている低い茂みの部分、高い木が立っていない部分が申請地ということです。

3番 高田 英 委員

中央に生えている雑木の手前という事ですか？

私がちょっと気にしているのは、過去様々な案件で申請人は、ずっと太陽光パネルを設置して来たと思いますが、今回の申請地はそれらの近くになりますか？

事 務 局

地元なので説明します。

国道210号線沿いの後藤酒店の裏山の中になります。酒店の裏に昔の旧道がありまして、そこから山の中へ入った先です。申請地の周りは全て山林になっています。

近くに鉄塔が立っているのですが、周りが山林で日狩りが当たるような場所ではなく太陽光は無理なのかなというのと、こんな山中に畑が残っていたこと自体がおかしい位の場所です。

議 長
高田委員さんよろしいですか？

3番 高田 英 委員
はい。

議 長
他にご質問はないでしょうか。
(ありません。)
質問が無い様なので、採決を致します。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 非農地証明を発行致します。

■日程 第6 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案13号 1件)

議 長
日程第6 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第6 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議 長
説明の方は終わりましたが、議案13号案件について、ご質問があればお願いします。
ご質問ないでしょうか。
(ありません。)
質問が無い様ですので、この案件、指定してよいと思われる委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 空き家の付随農地として指定します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案14号 1件)

議 長
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案14号の案件について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

（ありません。）

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用集積計画について（所有権移転）」

（議案15号 1件）

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画について（所有権移転）の審議です。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画について（所有権移転）、議案朗読説明。

議 長

議案15号について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

（ありません。）

それでは、承認される委員さんの挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

審議は終了しましたが、その他ありませんか。

ないでしょうか。

（ありません。）

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。